

気候変動適応九州・沖縄広域協議会設置要綱（案）

制 定 平成●年●月●日

（目的及び設置）

第 1 条 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により、九州・沖縄地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応九州・沖縄広域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組に関すること
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理に関すること
- (3) 地域において気候変動適応を推進するための課題の整理及び適応策の検討に関すること
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進に関すること
- (5) 協議会の運営に関し必要な事項に関すること
- (6) その他

（構成）

第 3 条 協議会は、別紙 1 に掲げる次の者で構成する。

- (1) 九州地方環境事務所その他国の地方行政機関
 - (2) 九州・沖縄地域の地方公共団体
 - (3) 九州・沖縄地域の地域気候変動適応センター
- 2 協議会には別紙 2 に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて変更することができる。
- 3 協議会は、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

（協議会の開催）

第 4 条 協議会は、原則として公開とする。

- 2 協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開することに差し支えのあるものについては、前項の規定によらず非公開とする。
- 3 協議会は、必要に応じ分科会及びワーキンググループを設けることができる。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、九州地方環境事務所環境対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する

気候変動適応九州・沖縄広域協議会構成員（案）

第 3 条第 1 項第 1 号構成員(国の地方行政機関)

内閣府沖縄総合事務局農林水産部 農政課長
内閣府沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー対策課長
内閣府沖縄総合事務局運輸部 企画室長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 建設行政課長
厚生労働省福岡検疫所 検疫衛生課長
厚生労働省那覇検疫所 検疫衛生課長
農林水産省九州農政局企画調整室 調整官
農林水産省九州農政局生産部 生産技術環境課長
農林水産省九州農政局農村振興部 農村環境課長
農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部 企画調整課長
経済産業省九州経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長
国土交通省九州地方整備局企画部 企画課長
国土交通省九州地方整備局港湾空港部 海洋環境・技術課長
国土交通省九州運輸局交通政策部 環境・物流課長
国土交通省気象庁福岡管区気象台気象防災部 気候変動・海洋情報調整官
国土交通省気象庁沖縄気象台 気候変動・海洋情報調整官
環境省九州地方環境事務所 環境対策課長

第 3 条第 1 項第 2 号構成員(地方公共団体)

福岡県環境部 環境保全課長
佐賀県県民環境部 環境課長
長崎県環境部 環境政策課長
熊本県環境生活部環境局 環境立県推進課長
大分県生活環境部 うつくし作戦推進課長
宮崎県環境森林部 環境森林課長
鹿児島県環境林務部 地球温暖化対策課長
沖縄県環境部 環境再生課長
北九州市環境局環境国際経済部 温暖化対策課長
福岡市環境局環境政策部 環境・エネルギー対策課長
熊本市環境局環境推進部 環境政策課長

第 3 条第 1 項第 3 号構成員(地域気候変動適応センター)

地域気候変動適応センター

別紙 2

気候変動適応九州・沖縄広域協議会アドバイザー（案）

第 3 条第 2 項(アドバイザー)

浅野 直人	学校法人福岡大学 名誉教授
小松 利光	国立大学法人九州大学 名誉教授
田中 充	学校法人法政大学 社会学部社会政策科学科 教授
橋爪 真弘	国立大学法人長崎大学熱帯医学研究所 教授
堤 純一郎	国立大学法人琉球大学工学部工学科 教授
肱岡 靖明	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター 副センター長
吉村 拓	国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所資源生産部 部長

国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター